

自治研 かながわ 研

2017 **4** No.164
(通算 228号)

CONTENTS

巻頭言 国家ではなく、地域で自治していく取組みを広げよう

神奈川自治研センター40周年記念企画「識者に聞く」シリーズ第1回
「女性活躍社会」を人権・権利保障の視点で斬る

神奈川県地方自治研究センター顧問 千葉 景子 …… 1

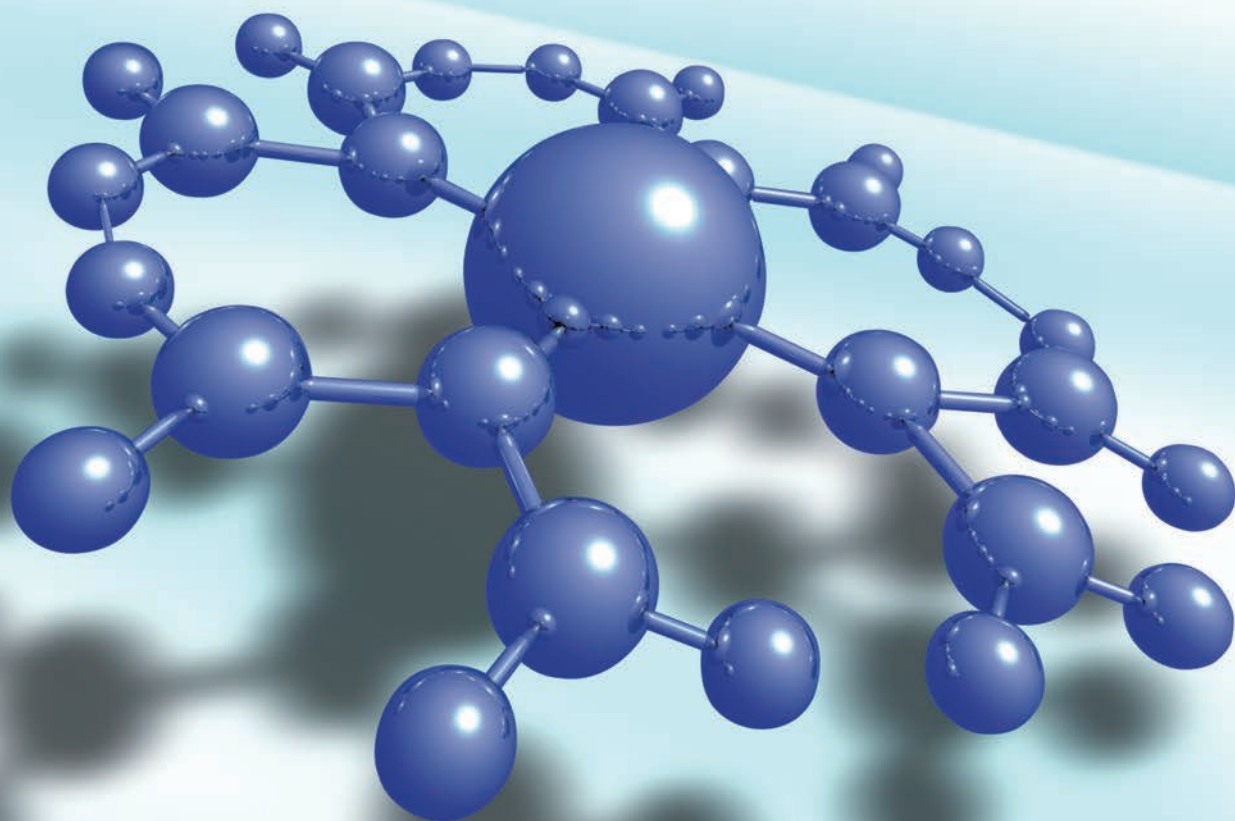
財政分析「神奈川システム」の概要とその可能性

—10年間のデータから導く自治体財政の姿—

神奈川県地方自治研究センター事務局長 大沢 宏二 …… 14

神奈川自治研センター第14回定時総会から

編集部 …… 26



公益 神奈川
社団 県地方自治研究センター

国家ではなく、地域で自治していく取組みを広げよう

半澤彰浩
 (生活クラブ生活協同組合専務理事
 神奈川県地方自治研究センター理事)

今国会では、私たちのこれからの暮らしに影響を与える重要法案が目白押しである。いわゆる現在の治安維持法と言われている犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案も大変な問題だが、「主要農作物種子法」の廃止は危険。23主要農作物の種子を管理する法律を廃止する法案が衆議院で可決され、参議院で審議が行われている。同法の廃止は国民の基礎的食糧である米、麦、大豆の種子を国が守るという政策を放棄するもので、種子の供給不安、外資系企業の参入による種子の支配などの懸念が広がる。廃止は規制改革推進会議が発端。アメリカとのFTA協定にむけた法案整備の一環と捉えられ、その狙いは国内の「農業潰し」「農協潰し」に他ならない。種子法が廃止されれば米の遺伝子組み換え種子や多国籍企業の種子が席卷されてしまう危険がある。ぜひ森友問題で廃案になることを願いたい。民営化を目的とした「水道法の改定」にばかり、この国はこのままいくと霞が関がすべてを決め自治体が完全に従属する国になってしまうのではないかと危惧する。

一方で近代以降の世界における覇権主義、覇権国家・近代世界システム自体が終焉を迎え変容していく大転換の時代とも言われている。それはGDPに変わる「豊かさ」の指標の見直しなど経済成長だけでない価値、1つの覇権国家があるという「近代」の枠組みそのものが変容していく時代ということである。グローバル経済が先あって国家、地域に降りてくるのではなくローカル（地域）から出発して環境や福祉も経済も循環するしくみをつくり、それをナショナル、グローバルが補うという社会が2100年に向かってめざすべき姿ではないか。国家ではなくローカル（地域）から協同組合やNPO、NGO、企業など多様な主体が活躍し、人々が参加できる小さな組織から上に積み上げていく構想を広げていきたい。世界ではそうしたチャレンジと実践がたくさん出現している。地域でそうしたことを実現していく用具として「協同組合」の思想と価値が重視されている。ドイツ政府が昨年、ユネスコの文化遺産登録に「協同組合」を推薦し登録された。「協同組合」を過去の遺産（レガシー）とするのではなく、未来に継承していく遺産（ヘリテイジ）としていくものである。持続可能な地域社会の創造、今、生まれた子どもや孫が生きる社会をおおぜいの議論と参加で私たちが当事者として創出していこう。

(2017年4月11日脱稿)

※編集部注：「主要農作物種子法を廃止する法律案」は4月14日参議院本会議で可決・成立した。

「女性活躍社会」を人権・権利保障の視点で斬る

(公社) 神奈川県地方自治研究センター顧問 千葉 景子 氏

神奈川自治研センターが設立40周年を迎える2017年は、憲法・地方自治法施行から70年となる。この節目の年に編集部では、戦後改革からの到達点も踏まえつつ、これからの地方自治・市民自治の展開に求められることは何かを主題に、神奈川自治研センターの関係識者に対し、旬のテーマからのアプローチで見解をたずねるインタビュー企画を実施することとした。

第1回目は、安倍政権が打ち出している「女性活躍社会」への取組みを視野に、選択的夫婦別姓に関わる民法改正法案の提案者でもあった当センター顧問で元参議院議員／弁護士の千葉景子氏にお話を伺った。



1. 基本的人権の尊重や法の下での平等の観点で、注目すべき社会問題は何か

選択的夫婦別姓制度を実現するには・・・

○編集部：

今日の主題である「女性活躍社会」に、まず、女性の人権や平等という論点から入りたいと思います。昨年末、最高裁で夫婦同姓を違憲としない判決が出ました。千葉さんは24年間の参議院議員時代に、選択的夫婦別姓などの民法改正法案提出に関わっておられましたので、初めにそうした活動の中から見えてきた課題についてお聞かせ下さい。

●千葉：

基本的なものの見方として、人と人のいろいろな関係の作り方ってありますよね。私は家族というのやはり人と人との関係の作り方の一つであろうと捉えています。だから、まず、個人があって、それで夫婦であったり、家族であったり、あるいは他の共同体があつたりだと思うので、そういう意味では、別にそれぞれのもつアイデンティティ、それぞれの名前を持ちながら、新たな人間関係をつくるということが一番素直だし、いいのではないかと思っていて、そこでたまたまこの問題に出会い、取り組んだということなんです。

国会議員のなかでは、個人でなくて、家族

という一つの定まった形態がまずあって、家族は「こういう形であるべし」という考え方がある意味では支配的でしたね。

他の人間の関係性と違って「家族というのはこうあるべし」、「夫婦はこういうものである」というところをなかなか超えられない、そういう感じはしました。だから、みんな理屈は、選択的夫婦別姓について「ふむ、ふむ」となるけれど、「でも、わざわざそんなふうにしなくても」とか、「できればそんなことはしないほうがいい」というような意見があって、そこがこの問題の一番難しいところだったような気がします。

○編集部：

「こうあるべき」家族観があって、夫婦を別姓にすることによってその家族の形が崩れる、という考え方ですね。

●千葉：

同じ姓でまとまって、「男性は外に、女性は家に」というものとセットになってきたんだと思うんです。この問題に取り組んでいるときに、「名前が同じだから壊れずにうまく機能しているんだ」という意見がありました。

それに対し、名前が同じでも壊れているじゃない。あるいは名前が違ってうまくいっているカップルもあるのだから、名前が一緒だから壊れないとかいう、そんな幻想にしがみついているかもしれないでしょう、と言ってはみるものの、神学論争みたいになってしまう。同姓論者の人は、「女がどんどん活動するようになったりするから、家庭が壊れ、おかしくなっているんだ」と、「その上で名前まで変えたらとんでもないことになる」と主張して、議論がぜんぜんかみ合わないんですよ（笑）。そのようなことが続いたなという感じです。

○編集部：

2016 年末の「夫婦同姓を憲法違反としない」**最高裁判決**が出たときに、女性の裁判

官 3 人は 3 人とも違憲、男性の裁判官 1 人が違憲・残りは合憲と判断しました。そのように価値判断が分かれるものは、立法府でもう一度議論しなさいとの趣旨だったと思うのですが、まだ議論になっていないですね。

●千葉：

多少ひいき目で見ると、かなり苦しい判決だったのかなと思います。合憲とした他の裁判官も全体として、もう少し違った主張をしてくれたら何とかかなったかなと思えるような、ここで裁判所が判断してしまっているのかと捉えられるニュアンスもあるので、裁判所に持ってくるならもうちょっと練ってから持ってきてよと、そういう感じは受けます。ただもうそんなことを言っている場合ではないでしょうという気がしますけれどね。

○編集部：

もっと現実的、実務的に判断してほしいかなというところがあります。

●千葉：

最高裁もやはり時の政治の動きとか、そういうものを横目で見ますから、なかなかそういう意味では限界かなという気がします。でもここにきたらはっきりしてほしいかなと思います。司法よもっとがんばれ！、アメリカの司法頑張っているんだから。最高裁の長官だって、私の知るかぎり別に反対だったという人ではない・・・。

○編集部：

政府によっては違う判決が出たかもしれないということですね。

●千葉：

ただ、面白いのは片方で神学論争をしながらも意外な話がありました。少子化社会になって一人っ子同士が結婚するとどっちにしても片方の名前がなくなっちゃうと、ウチの名前がなくなるのは困る、だから夫婦別姓は大変結構という意見もあった。どう受け止めていいのかわからないのですが、「家の名前」

存続のために別姓賛成もあったり、おもしろいものですよね。同姓だから家族が壊れないなんてこともないのだから、実利的に夫婦別姓をやりたい人がやればいい。別にそんなにとんでもない論を展開して言っているわけではないのだからやりましょうよと言ってきたんですけど、なかなかね。それで、この問題は国会に戻って、投げかけられているわけですけど、最近音沙汰がない、どうなっているのかなという感じはしますね。

○編集部：

家族の形という問題は **LGBT**、同性婚といった場合についても共通しますよね。今の政権は家族観が保守的な傾向にあるので、話が進みづらくなっているのかと思います。

●千葉：

こういう言い方が適切かどうかと思いますけれども、マイノリティであるとか、ある意味でマジョリティではない課題は、言い続ける、何かやり続けないと結局消えちゃう。あるいはマジョリティに飲み込まれていく、という感じがしますよね。だから、すぐ実になるかどうかはわからなくて大変であっても、当事者とか、あるいはそこにきちっと想像力を働かせて、協働していこうという人たちがモノを言い続ける、声を上げ続ける、何かし続ける、ということが大事なんじゃないかなと思います。今の政権の中ではより厳しいし、より困難なんだけれども、よりやらないとダメなのではないかなという感じはします。

よく言われるように、本来「権利は誰もくれない、獲得していくもの」だと、その通りだなという思いですね。

LGBT への嫌悪や排外主義の高揚に対し、寛容な社会をつくるには・・・

○編集部：

声を出し続ける必要性は、**LGBT** の権利

であるとか、**外国人の地方参政権**の問題等にも同じことがいえますよね。**LGBT** に関しては例えば渋谷区で、パートナーシップの条例を作って超党派でそれに賛同するという動きも出てきて、一歩進んだ感があります。他方で、かつては外国人の地方参政権について法案が提出された時期もありましたが、最近では排外主義が目立つ。ヘイトスピーチの動きが活発化し、特にインターネット、SNS などの普及で排除の声の方が大きく拡散され、それに世の中が振り回されています。もう少し寛容な社会づくりを意識して、私たちにどんな行動が必要なのでしょうか。

●千葉：

その背景にある今のネット社会をどうしていくか、どういうふうに生きていくかという、これがもう一つ大きな課題なのかなと思うんですよね。

○編集部：

実在の人を認識しづらい、サイバー空間への対応ですね。

●千葉：

排他的な意見はすぐ拡散して、そうではないものは、なかなか拡散しない。私はネットが得意ではないのですが、ある主張をすることでネットを使ってやるなら、やはり逆な主張をする側ももっとそういうものを駆使するぐらいのしたたかさをもたないとダメかなという感もあります。だからさっき言った「言い続ける」とか、あるいは「主張し続ける」、そして向こうがそうなら、けしからんとか言ってもしょうがないので、こっちもというぐらいのことをやらないといけない。

だからといってネットだけでよいというものではない。私は「・・・カフェ」とか「パレード」とか顔の見えるやり方が好きですけど。

それから迂遠なようだけど、やはり教育とか、学びの場とか、地域社会の中で、いろんな人がいることを知ること、そういうコミュ

ニティの再生みたいなことも大切かなという感じはします。

○編集部：

地域社会で異質なものを排除せず、一緒に過ごす、向き合っていく経験が、学校や地域のいろんな場ですることですね。

●千葉：

地域というのは、そこに生きているものを作り出すというのが本来の姿であろうし、それがコミュニティなんだと思うんですね。地域には、変わったオジサンもいるし、変わったオバサンもいるし、お年寄りも、子どももいる。そういう中でどうやって私たちがコミュニティを作り出していけるか、そういうことも大きいのかなと思いますね。

○編集部：

昔、大家族だった時代、きょうだいもいっぱいいて、親戚のおじさん、おばさんもたくさんいて、孫たちもたくさんいて、その中には変わった人もいたりというのがあって、子どもの頃から自然と見聞きしたりとか、会ったりという経験ができたのですが、今は、近隣とも隔離され、核家族になっていますね。

それに、勉強とか運動の遅れがちな子どもを同級生が見守るような経験も、教育の場が分けられてしまっていてできない状況です。

●千葉：

自分とは異なる多様な他者に接したり、一緒になるという場がなくなっているという気がしますね。ただ、だからといって昔ふうの大家族にしようとか、隣近所が町内会みたいな単位で一緒になって何かしようとか、そういうこととは少し違うんだらうと思うんですね。

最近、私は地域を“編む”という表現をしているんです。本屋大賞の『舟を編む』の無断拝借(?)かな(笑)。

憲法改正に向けた動きの中で人権を守っていくには・・・

○編集部：

今、憲法改正の動きが活発化し、**自民党の草案**では家族のあり方とか、地域社会の貢献みたいなところが、義務として求められたりしています。その中で特に人権という視点で守っていくべきものについてはどういったお考えがありますか。

●千葉：

人権というのは、人間誰もが基本的に人として尊重される、という考え方です。まさに多様性というか、どう違えども人として敬わなければならないということですから、多様性を認めるとか、あるいは寛容さを求めるという思想だと思います。それに対し、今の憲法改正論は、個よりも全体、お上^{かみ}が決めた形、そういうものに従っていく、当てはめていく、何があっても全体のために人間は動かなければならない。全体主義ですね。だから、これはちょっと冗談じゃないよという感じがします。草案 24 条で家族を定めたところでも、一定の形以外は家族とは認めないという発想が見えてくる。それからいろんなところで、公共の福祉、いわば相互の譲り合いではなく、時の権力が形づくった全体のために一人一人の行動は制約されるという思想なのです。

○編集部：

国家が優先されて、私たちは何が貢献できるか、という立ち位置になっている。

●千葉：

まさに全体主義の思想で憲法を作ろうとしているのではないかと思います。

○編集部：

だからこそ、個を大切に、個を尊重するという視点を改めて問うことが必要ですね。

●千葉：

憲法は別に改正すること自体は悪いとは基

本的に思わないんです。だけど、改正は私たち主権者が必要ならやらせてもらうので、別に安倍さんにやらせてもらうものではない。権力を持っている側によって主導されたり、主導権を握られてやるものではないと思います。だから、そのやり方、中身、両方ともこれは何とかしなければと思います。

2. 「安倍政権の女性活躍政策」をどう見るか

「出生率の向上」と「経済活動の活性化」、
いずれの担い手も女性ばかり・・・

○編集部：

次に「安倍政権の女性活躍政策」をどう見るか、ということで伺います。千葉さんが参議院に出られたのが1986年で、男女雇用機会均等法が施行された年でした。法律の施行がきっかけとなり、女性が働く場で、男性と均等に扱われるという環境が少しずつ整備されてきました。そこから30年たちますが、雇用環境をみると未だ男性並みに働くことが求められるし、かつ少子化対策で子どもを産むことも求められる。子育てを含めた家庭生活と働き手という両面で、どうしても女性の側に過剰な負担が生じている。さらに安倍政権は、2015年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、経済活動の面から女性への期待値を高めています。これはどう受け止めるべきでしょうか。

●千葉：

「出生率を高める」と「経済活動を活発化する」、両方言っていますけれど、考えてみると相互矛盾しているのではないかと思うんです。もともと女性が家にいて、ちゃんと家を守って、男性を支えて、子どもを産んでというので出生率が高かったと、女性が出ばってったりするから、だんだん子どもを産まな

くなっちゃったって言ってきたはずですよ。それが、人口減少対策で出生率を高めるということになった。そうすると今度は、家に閉じこめてというのではなく、片方では女性も働き手として、経済活動の担い手としても活用したいみたいなことになっている。矛盾していることを自分たちは言っているんだということに、気がつかないようです。そもそも出生率を高めるといったって勝手な話で、言われてもしょうがないですよ。別に出生率が低いことがいいと言っているのではなく、安心して子どもを産み育てられて、それで出生率が高まるというのは別に悪いことでもない。ただ何か、昔の産めよ増やせよ、経済の担い手になってもらわなければならない、というのは、どうもこのままいくとまたそれこそ戦場にかりだされるのではないかと、そういう流れが見え隠れする。だから出生率を高めるといのは、聞こえはいいのだけれど、これは眉唾で、放っておいてはいけないことかなと思うんです。

それで、女性が活躍するというけれど、では今女性がどういう働き方をしているのかということを見ると、やはり体のいい働き手としてほどほど働いてもらうのが一番いいと、考えていると思うんですよ。

○編集部：

今、20、30代の母親たちは、子どもを育てつつ、パートに出ている人も多い。ただ、それが自分の意志、選択で働きに出るのかというと、本当はパートナーの収入で子育てに専念したかったのに、家計を支えていくために外に出なければいけない。つまり仕方なく働いているという話もよく聞きます。本来は、男性・女性問わず、働くことは自分の生活を維持するという面で必要だと思うのですが、女性の場合は働かない選択肢も含めて、働き方を選択している場合があるので、そこを考慮する必要があるように思います。

●千葉：

そうですね。ただ、働くということは、女性であれ、男性であれ、基本的に健康で自分の生活にゆとりを持って、それで労働というものによって生き方を選べる、そういうものでなければいけないと思うのですが、全然そういうものが整えられているわけでもなく、ただ働け、働けみたいな状況におかれている。そうすると、今おっしゃったような、補助的に、しょうがないからという感じで働く女性もいる。だから、一向に社会的な基盤が進んでいかない。保育所の問題とか、それから介護の問題とか、労働時間の問題とか、全然変わっていかないままに、ただ「女性の活躍ですよ」と、結局、体の良い使われ方になってしまうというような気がします。

○編集部：

行政学者の横山文野さんは著書の『戦後日本の女性政策』で、男女雇用機会均等法施行をきっかけに男性のこれまでの猛烈な働き方も同時に見直すべきだったのに、それが行われなかったと制度改正の不備を問題指摘していました。女性の社会進出だけに目が向けられ、女性も男性並みに働く条件整備ばかりにとらわれてしまった。働き方改革の部分、ワーク・ライフ・バランスの問題が置き去りにされてしまいましたよね。

●千葉：

その通りだと思います。女性は育児、介護、そういうものを背負いながら男性と同じにと言われるので疲れちゃう。疲れちゃうから、もうそんなにしなくても、同じでなくていいわ、というような気分にもなる。それでも家計のために働かなければならないとなると、一定の時間パートでとか、そういう働き方になる。だから女性も一緒に普通に働くというのなら、労働時間を短縮する、そして男性もほどほど働く。女性もほどほどに働く。ということがまず基本かなという感じがします。

○編集部：

女性の働きもそうですし、例えば障がいを持っている方とか、あるいは病気をもちながら働く人もいます。これは男性も女性も関係ない話です。そういう問題も、女性の働き方や男女共同参画という切り口から、一つのきっかけとして展開していけるのかなと思います。

●千葉：

そんなに無理しないで働き続けられる、そういう環境がきちっとできれば、それは女性が劣っているとかそういうことはないわけだから、別にかげ声をかけなくたってみんな活躍できるんだと思いますし、男性もずいぶん楽になったなど、思えるでしょう。ハンデを持った皆さんだって、環境や条件が整えばそれだったら働けるということになり、多様な働き方ができる。だから、みんなが普通に働くことができるようになれば、別に少子化を問題にせずとも、今の社会らしい経済の規模とか、経済の力を維持できることになるのでしょから。何か全体をデザインするものがないようには思うんです。高齢者だってまだ働けたらほどほど働けばいいし、あるいは外国人が、移民政策も含めるとまた難しいのですが、日本で一生懸命働こうというのなら別に働いてもらったっていいし、多様な人たちが多様なやり方で経済を支えているんだというそういう形にすればいいんだと思いますけれどね。

○編集部：

例えば、介護とか看護のケアの現場でアジアの方たちが試験に合格した場合は働けるシステムができてきていますが、介護や看護のようなケアの場は女性が適しているというような考え方がまだ日本社会の中で通念としてあり、また、在宅介護中心の政策方針の中で、家庭で誰が看るとなると一番に女性が当てにされます。海外からの人材が入って少しずつ

女性の負担が軽くなったり、それをきっかけに介護が社会化するという側面もあると思いますが、いかがでしょうか。

●千葉：

よく調査とかアンケートをすると、男性は誰に介護してもらいたいかという、だいたい女性と答える人が多い。女性は公的なサポートで、と。これはなかなか解消しようと思うといろいろなことがあるんだろうと思います。サポートの担い手も、どうしても女性のほうが受け入れられやすいのかなとは思いますが。そういう意味で**外国人の介護労働力**についてはきちんと体制を整えればやってもいいと思うんです。今のは中途半端で、「試験」を受かったらとか、一定の「研修」みたいな扱いと、それから「労働」ということが、今混じり合って、はっきりしていない。結局外国人はこちらの都合に合わせて「受け入れ」なんだという考え方があるので「研修」を行い、それを半分「労働」力として体よく使っているという仕組みになっていて、介護についても同様の色彩がどうしても強い。高いハードルを通過したら受け入れましょうというのは、ちょっとひどいんじゃないという気がしますよね。日本にとっても損だし、そこで頑張ろうと思っている外国人にとっても、非常に失礼な感じがするんですよね。そこをきちっと、一定の基準で働けるという形にすれば、どちらにとってもハッピーにはなるのかなという気がします。

○編集部：

移民は受け入れないとの原則に立ちながら、労働力が足りなくなるからと、無理に制度を作って、矛盾が出てきますよね。日本が積極的に対応しないために、他の国に人材が流れているという報道もありますし、もっと本気で向き合うべき話ですよ。

●千葉：

雑誌記者の方の話ですが、要するに日本が

少子化でどうしても労働力が少なくなっていく、その時に一体どうできるのかと考えたときには、女性も普通に働けるようにするか、あるいは元気な高齢者の力を活用するか、あるいは外国人の力を借りるか、これしかない。そこをどうするか考えるしかない中で、どれ一つはっきりしていない。

○編集部：

それは多分単独では不十分で、いろいろな制度をミックスしないと、もう対応できない問題になってしまっているのかもしれない。

●千葉：

そうそう、それなのに少子化対策ということだけやっているという感じがします。

性的役割分業や家族単位のしくみは、多様なライフスタイルに対応できていない・・・

○編集部：

これまでのお話のように、社会では未だ性的な役割分業に対する固定観念が強く、政策も社会保障を中心に家族、世帯という単位が基本にある制度設計を戦後長く続けてきています。しかし、**高齢者の単身世帯**も増え、**生涯未婚率**も上昇傾向にあるという現実を見れば、これまでのように世帯を単位とした諸制度を維持するのは、どうも困難なようにも思えてきます。世帯状況の変化には、どのように対応していけばいいと思われますか。

●千葉：

現実はそのスケールでは対応しきれなくなっています。世帯単位で考えたって、その世帯の形が続いていけばいいけれど、今や結婚しても離婚率は高いし、単身になることもあり、現実はどんどん変わっているわけです。すると、セットで考えてやっていたはいざという時にみんな困ってしまうということになる。例えば**年金**は分割制度なんて、面倒くさいことをやるしかなくなってしまう。やは

り基本的には個人単位でしょう。人間はまず一人で生まれ、一人で死んでいく。世帯背負ってとか、家族を背負って生きるのではなくて、まずは一人で生まれ、一人で死んでいく。一人を基準に制度を作って、それが二つ合わさればより強力になるという話であって、現状から見ても基本は個人単位にするしかないのではないかなと思います。個人単位にするというのは、先ほどの働き方とも関わる話です。男性であれ、女性であれ、働いていくということと、年金とかいろいろなことがセットになるじゃないですか。今の女性はなかなか十分に働けていないから、多くは夫の制度の中に組み込まれる形でやらざるを得ない。そうしないと十分な年金を受け取れないというふうになっているので、これをどういうふうにしたらいいのか。少なくとも1回制度設計してみないとダメだと思います。

○編集部：

個人か、世帯かという政策単位の問題は、年金の話もそうですし、現役世代でもシングルマザーの生き方を例にとっても、関わりがありそうです。先日、お子さんが3人いて、ご夫婦の形態はまだ保っているけど、夫が給料を家計に入れなくなっているので、離婚をしたいという30代の女性に会いました。離婚が成立すれば世帯が分かれるので、ある程度の公的保障が見込めるけれど、現時点で子どもを連れて部屋を借りるにも公的サービスを期待できず、まず職探しをしないと前に進めないと困っていました。離婚前の妻が経済的に自立して世帯を分けるということは、どの制度でも想定していないんですね。

●千葉：

制度が個人単位にとなっていれば、いやいや離婚せずにいるとかならないで、また新たな生活を立てていくということができないのではないかなと思うんですけれどね。

3. 戦後憲法が保障した女性の参政権は今、政治に十分活かされているか。

最近の女性リーダーの登場から、政治の場への女性の参加拡大を考える・・・

○編集部：

戦後憲法で女性の参政権が保障されて、投票率をみると女性も男性も今それほど変わらない数字が出てきていますが、やはり被選挙権、政治の代表者という面ではまだまだ女性が少ない。横浜の市長はすでに女性ですが、昨年、初の女性都知事や民進党の女性党首が誕生して、比較的中心に見える、目立つところで女性のリーダーが登場し始めた状況をどのように評価されていますか。

●千葉：

首長については知事とか市長とか、結構出てきているという感じはするんです。ただ、どうもその時その時のなりゆきであって、それからそのパーソナリティーとか、「私やるやる」型で、何か単発的な感じはするんですよ。もうひとつは、どうも都合悪いなというときに男性は、「困った時の女性だのみ」みたいなことはずっとあるような気がします。困った時であれ、パーソナリティーであれ、そういうところから女性の姿が多くなっていくということはプラスだと思うんですけど、それだけに頼っていたら本当に底上げにはならない。

○編集部：

やはり蓮舫民進党代表、小池百合子都知事はスーパーウーマンという表現がフィットするところがあって、働き方の「男性並み」と共通しますが、男性社会で男性並みに闘えるという点が前面に出てきてしまっている気がします。もう少し普通の、この表現が適切かどうかは迷いますが、もう少し敷居の低い、ハードルが低いイメージで女性の代表や知事

が出てくると、政治の世界を女性が身近なものと感じることができると思うのですが、いかがでしょう。

●千葉：

ただそこはすごく難しくて、いわゆる首長の場合というのは単独なので、ある意味男性並みに、というか男性を超えるぐらいの迫力というか、男性以上に大変だと思うんです。ある程度人並みはずれたぐらいの人でないとしばらくは大変かなという感じがします。それよりは、私は地方とか国会の議員のレベルでの女性の参加に期待します。議会とか、いろんな職場とか、組織それから役所とか、そういうところで普通に頑張る人が大事だし、女性が議会や職場、組織や役所などできちんと評価されることが大事だと思います。

○編集部：

自治体議会の女性比率全国平均を見たら、町村議会で9.5%、市区議会で14.5%、都道府県も9.8%でした。本当に少ないですよ。（※注：神奈川県内の議会の女性比率は全国トップクラスで、町村議会は全国1位。）

●千葉：

町村なんて行ったら、女性なんてなんでこんなところに、というような感覚のようすから。

○編集部：

3割の町村議会で「女性が一人もいない」そうです。

●千葉：

職場とか組織とか、こういっては何ですが、自治労は少し違うかもしれないけど、組合組織とかも女性なんて見たことないぐらいの感じですよ。職場で管理職とか、トップリーダーになかなかない。役所とか、官僚の世界だって、まだまだです。

○編集部：

地域レベルから底上げしていく必要がありますね。

●千葉：

いつもよく言うんだけど、労働組合も男女共同参画とかいうけど、大会などで「あ、壇上に女性が誰もいないわ」と、割とそうなんですよ。もう一つ、働き方と同じなんですけど、そういう活動をする、女性の負担が非常に大きくなっていくんですよ。働いているだけでも大変なのに、職場の立場や活動でより負担が高まるということもあって、なかなか女性の側も、では職場の委員になりましょうとか、あるいは役職ががんばってみましょうって、なりにくいですよ。だから、そういうところも併せて考えていく必要があるのかなと思います。

それから議会、特に地方議会は、非常に女性に向いている。生活に関わる、地域に関わる課題とか、女性がそこに参加するとか、もちろん主流になるということは非常にいいことだと思うんです。ただ、今の状況ではサポートの体制がないとなかなかやりにくい。それともう一つは、一人ぼっちでやると周りに女性も少なく、すごく孤独じゃないですか。だから、ある程度の規模の議会の選挙だったら、東で出る、東論みたいだね。いろんな意見はあるけど、ネットワーク運動なんかは結局女性だけなので、女性だけ出るんですよ。そういう手法として東で、何十人とか、一気にね。それでわいわいとまずやるとか、そういう選挙もあるのかなと思います。

○編集部：

ムーブメントとして作っていくイメージですかね。地域活動をしている女性たちに聞くと、まず外に出るのに一番の敵は家族だと、家族が理解してくれないので外に出られないとよくいわれます。お姑さんとの問題を抱えるケースもあるし、そこをまず超えるためにも「しかけ」が必要ですね。

●千葉：

祭りのノリでまずやるとかね。あまり深刻

にすると結局だめではないかなと。

○編集部：

最近、大学を卒業する年代の男性が就職活動でうまくいかないから、とりあえず自治体議員に立候補してみるようなケースもありますし、まずやってみる発想が大事ですね。

●千葉：

東京の弁護士会のシンポジウムで、ちょうど戦後女性参政権ができたときに出入りの応援をやっていた主婦連の方と一緒したんです。もう 90 いくつの方でした。話を聞いたらすごく面白くて、初めて女性が政治に参加できるとなって、それこそみんなわいわいと、今言った祭りのノリのような所もあったみたいです。だれも政策とか、演説とかできるような人はいないわけで、誰かが背中に演説の言葉を書いたものを背負って、演説をやっている人の向こうにいて、それを読んで演説するみたいな、結構面白いことやっていた。初めて選挙に出られるようになったとあって、喜び勇んで、そういう人が結構出たという話を聞いて面白いなあと、結構そうやって少ししたたかに、あまり難しく考えずに政治に参加するというのでしょうか。

○編集部：

選挙運動の難しい仕組みも、立候補するにはハードルが高いと感じてしまう一因かなという気がしますね。

●千葉：

女性の政治参加拡大の一つの底上げの策として、クォータ制のような形があります。半数とまでは言わないけど、女性が何割出なければもうその選挙は無効というやり方です。

それから、フランスで行われたペア選挙は面白い。いろんな工夫でまずはやらないと、底上げは大事だけど、底上げを待っているわけにもいかないですね。

ペア制度とか、クォータ制の努力義務というのか、もうちょっと何とかできる形がいいか

なとか。たとえば、なかなか個人を出す場合は難しいんだけど、比例名簿なんかは本当は交互方式くらいだね。

○編集部：

選挙制度も手を入れていかなとけないということですね。

●千葉：

制度面、それから底上げ、祭り。いろいろなことを工夫していかないとけないかなと。ちょうど戦後の最初の参政権を獲得したとき、それを聞いたときにも、あの時はすごいことが起こったという感じもするんだけど、やっている側は「やあもらえたものは使わなきゃ損、損」みたいな、なんかそういう感覚がどうもあったみたいですね。

○編集部：

家父長制の下で、女性がまだ外に対して自由に意見が言えないような時代だったから、環境が今と全く違いますよね。

●千葉：

すごく楽しかったのではないのでしょうか。

4. さいごに

司法の場の「女性活躍」は・・・

○編集部：

司法の場もご専門領域なので、こちらの女性活躍についてもお聞かせください。

●千葉：

結局、最高裁もさっき言ったような女性の裁判官がちゃんといればというような感じもあって、ただそこは任命なので、そこも難しいのですが、全体としては法曹に占める女性の割合というのは非常に増えてきていますから、いずれは女性の最高裁長官とか、あるいは裁判所の構成は女性が必ず半分以上いるとかになっていくかなという感じはします。ただ、そうは言いながらも弁護士の世界も男性

優位だね。

○編集部：

弁護士で18.3%が女性でした。

●千葉：

それでも増えた。女性のほうがよほどちゃんとした仕事しているんだけどね、弁護士会が男女共同参画、行政のこととか一番うるさいことというわけじゃないですか、でも弁護士会の役職も、いわゆる日弁連の会長は、女性はまだ出てないですし、各県の会長もまだ稀ですね。数が少ない世代のところなのでしょうがないと思いますが、日弁連とか各団体のたとえば副会長とかは5人いれば1人は必ず女性にするとか、いろいろやり方もあるのに相変わらずというところで、まあ司法も人のことを言っている場合ではないな、というところはあるんです。ただ、全体としてみると少しずつ女性の力が大きくなっているかなという感があります。

○編集部：

資格試験に合格すれば仕事に就けるということで、入り口はある程度柔軟なところがありますね。そこから先の仕組みでしょうか。今回改めて調べてみて、検察官が22.9%、裁判官が20.7%、弁護士が18.3%、とだいたい2割くらいですね。

●千葉：

裁判官とか検察官というのは安定した仕事だし、夫婦で裁判官とか検事とか、裁判官と弁護士のケースもありますが、割と同業の人の結婚は多いから、一番落ち着きやすいところかもしれないですね。だから多いですよ。弁護士は1人一派というか、1人で基本的には食っていかないといけない。だから女性の場合はまず、最初は一人というよりは、

千葉景子氏：弁護士 元参議院議員（4期）、元法務大臣
現在は日本更正保護女性連盟会長 神奈川地方最低賃金審
議会委員 神奈川県地方自治研究センター顧問

大きな共同の事務所とか、大手の渉外系の事務所とか、あと、企業内も結構ね。

○編集部：

法曹界の話はふだん聞けない分野で興味深いです。

●千葉：

政治もそうですし、法曹界もこういうことでこの仕事につきたいとか、政治の仕事でがんばってみたいとかいうよりも、就職という感じはしますよね。だから、弁護士の世界でも、憲法の問題とかそういう活動を会として展開すると「けしからん」と、「会費を払って、そんなことをやってもらうために会はあるんじゃない」とか、今そういう若い人も増えている感じがします。それだったら会費を減らせとか、強制的な団体にするとか、弁護士会に別に入らなくてもいいんだとか、そういう人がだいぶ増えてきていて、はああ？と思っはいますけど。

○編集部：

正義はどこかに行ってしまった？

●千葉：

まあ正義というかな。弁護士というか、司法って何なのって。じゃあ、あなた何で普通の会社に入らなかったのということがあったりね。

多様性や個人を尊重し、個が自立しつつ、共生型の社会を・・・

○編集部：

最後になりますが、これからの社会のあるべき姿について、お考えをお聞かせください。

●千葉：

今の多様性とか、個人の人間を尊重しない、そういうことにだけは、この社会をしたくないというのがやっぱり基本ですね。要するに、自分でもそうですが、まず自立。個の自立をきちっ

と確立する、それと同時に共生。個は自立するけれども人間社会というのは、環境も含めてだけど、そういう中持ちつ持たれつで生きているので、やはりそういう共生型の社会、多様なものが共生している。そういう社会が、夢といえば夢と思いますね。さっきの地域も、新たな地域コミュニティをもう一度考え、つくっていくような、そういうことに少しでも関わってやっていけたらいいなと思いますね。個はちゃんと確立しながら、多様なものが

共存しながら生きていくっていいことですかね。

○編集部：

本日は長い時間、どうもありがとうございました。

〈インタビュー実施：2017年3月1日、於：神奈川県地域労働文化会館会議室、聞き手：谷本有美子（神奈川自治研センター研究員）〉

夫婦別姓訴訟の最高裁判決 民法が規定する「夫婦同姓」、「女性の離婚後6カ月間の再婚禁止」は違憲とする訴訟に対し、最高裁は平成27年12月、訴えを棄却した。夫婦別姓については「夫婦同姓は合理的であり、違憲ではない」、女性の再婚禁止期間6カ月については「100日を超える部分は違憲」という判断であった。裁判官は15名、内女性の裁判官は3名でいずれも夫婦同性を違憲としていた。

LGBT 性的少数者、性的マイノリティを指す言葉。Lesbian（レズビアン：同性を好きになる女性）、Gay（ゲイ：同性を好きになる男性）、Bisexual（バイセクシュアル：性別に関わらず恋愛対象になる人）、Transgender（トランスジェンダー：身体的な性別と性自認が一致しない人）の頭文字を取っている。渋谷区は2015年4月1日から「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を施行し、同性同士のカップルを婚姻に相当するパートナーとして区が証明する取組みをすすめている。〈渋谷男女平等・ダイバーシティセンターのパンフレットより〉

ヘイトスピーチ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。各地の街頭で繰り返されるヘイトスピーチ・デモは社会問題となり、ヘイトスピーチ解消を目的とする議員提案の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、2016年5月に成立した。なお、神奈川自治研センターでは『自治研かながわ月報』（2016年12月号）の板橋洋一「川崎市におけるヘイトスピーチ問題」で、川崎市内のヘイトスピーチ問題を取り上げている。

外国人の参政権 日本では日本国籍を有しない外国人の参政権は認められていない。選挙権を得るためには帰化し、日本国籍を取得することが求められている。参政権を求める在住外国人による訴訟が行われたが、いずれも最高裁において退けられている。国会においては「地方参政権」に絞り、平成10年から度々「永住外国人に対する選挙権の付与」を定める法律案が出されたが、いずれも廃案となっている。

自民党の日本国憲法改正草案 平成 24 年 4 月に決定された。新設された条文は 23 に及び、「家族、婚姻等に関する基本原則」中、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」が加えられた他、「衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する」が新設され、総理大臣の権限強化がはかられている。また、「基本的人権」については、書き方を変えて残されたものの、現行憲法の「憲法が保障する基本的人権は、…永久の権利として信託されたものである」は自民党案では削除されている。

生涯未婚率 50 歳時点で 1 度も結婚したことのない人の割合。国立社会保障・人口問題研究所の調査で、2015 年に男性で 4 人に 1 人、女性で 7 人に 1 人いたことが明らかになった。2010 年の前回調査から男女共に 3 ポイント以上増え、過去最高を更新。〈2017 年 4 月 5 日付朝日新聞〉

高齢者単身世帯 65 歳以上の高齢者のいる世帯のうち単独世帯の割合は、2014 年度で 25.3%、1985 年の 12.0% に比して倍以上の割合を占めている。世帯数も約 480 万世帯の増加。〈平成 28 年高齢社会白書より〉

外国人介護福祉士候補者の受け入れ 経済連携協定（EPA）に基づき、日本と相手国との経済上の連携を強化する観点から、インドネシア・フィリピンを対象に特例的に行う人材の受け入れ。日本の介護施設での就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指すことを目的としている。資格取得後は在留資格更新回数に制限はないが、候補者及び受け入れ施設の要件は厳格で、また定められた在留期間中（4 年間）に資格を取得できなかったものは帰国する。〈厚生労働省公表資料より〉

専業主婦（夫）の年金 原則としてすべての 20 歳から 60 歳までのすべての人が年金に加入することになっているが、会社員や公務員に扶養されている配偶者は保険料を納める必要がなく、第 3 号被保険者として扱われる。〈日本年金機構 HP より〉

神奈川県内自治体の女性議員の割合 県議会 16.2%（全国 4 位）、市議会 20.2%（同 2 位）、町村議会 23.0%（同 1 位）。〈内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」（平成 29 年 1 月作成）より〉

クォータ制 国会や地方議会において女性議員の占める割合が圧倒的に低いことから、これまで議論されてきたクォータ制。2016 年 5 月「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」いわゆるクォータ制導入関連法案が民進など 4 党共同で衆院に提出されたが、今年に入り全党が足並みをそろえる方針を確認。すでに提出された法案は取り下げられ、新たに内閣委員長提案で出し直され、今国会で成立の見通し。〈2017 年 2 月 24 日付毎日新聞〉

男女ペアの立候補 2015 年 3 月にフランス全土の県議会選挙で実施され、男性県議と同数の女性県議 2054 人が誕生した。フランスでは、2000 年に下院選で男女の候補者をほぼ同数にすることを求めた「パリテ同等法」を定めたが、県議選には適用されていなかった。〈2015 年 11 月 24 日付毎日新聞〉

財政分析「神奈川システム」の概要とその可能性

－10年間のデータから導く自治体財政の姿－

(公社) 神奈川県地方自治研究センター事務局長 大沢 宏二

神奈川自治研センターが研究会活動の一環として2015年に県内各自治研センターの代表者等をメンバーに設置した自治体財政分析検討会では、誰もが容易に自治体の財政分析のための基礎資料を作成できるシステムを、2016年12月に完成させ、名称を財政分析「神奈川システム」として普及をはかることとした。ここでは、この間のシステム構築に係る経過を振り返り、その内容を紹介し今後の有効活用に向けた方向性を考えたい。

はじめに

自治体財政は、バブル崩壊後の景気停滞のなか、1990年代後半に入り財政状況が悪化し、税収の低迷、減税の実施などにより歳入が減る一方、国が進めた数次にわたる公共事業の追加による景気対策に、自治体が応じたことから歳出は増加し、地方財政全体での借入金も増大するなど厳しい状況を迎えた。さらに景気対策終了後の三位一体改革や「骨太の方針」による地方財政の圧縮、90年代の景気対策に対する起債の償還などが重なり、自治体の財政運営に大きな支障となってきた。

同時に自治体職員の人員削減や給与の削減なども進められ、労働組合も労使交渉の際に自治体当局の「財政が厳しい」という言葉を鵜呑みにして、厳しい改革を受け入れざるを得ない事例もみられた。このように、職員の賃金労働条件に影響を及ぼすケースが頻発したことから、労働組合の立場からも自治体の財政を学び、正確に財政事情を把握したうえで労使交渉に臨むことが求められた。

そのためには自治体の財政分析が必要とな

るが、いざ分析といっても財政用語の難解さや複雑な仕組みのため、実践に結びつかないといった声も、自治体の労働組合関係者から多く聞かれた。財政分析をするにあたっては、決算カード(総務省が公表する自治体の決算データ)の理解、経年の決算データや比較する都市のデータの蓄積など、多くの課題がある。

神奈川自治研センター(以下「当センター」という。)では、これらの課題を克服し、誰もが財政分析をすることができるツールとしてのシステム構築をめざし、当センターの研究会活動の一環として、自治体財政分析検討会(以下「検討会」という。)を立ち上げ、検討を進めてきた。その結果、以下説明する財政分析「神奈川システム」の完成をみた。ここでは、その概要について報告したい。

1. 財政分析検討会とシステム開発の経緯

検討会は、県内の横浜、川崎、相模原、横須賀、藤沢の各自治研センターの代表者に加えて、一般市町の労働組合からの代表者をメ

ンバーに構成した。第1回検討会を2015年3月10日に開催して以降、2017年2月22日までに計12回を数えた。検討会の当初の目的を、「財政アレルギーを払拭し、誰もが容易に財政の課題に入ることができるようにするため、決算カード・財政用語等の解説および財政分析システムを構築し、全自治体単組で財政分析を行うことを可能にする」とした。

検討会と並行してこのシステムを使いながら財政講座の開催、また神奈川自治研集会での報告等でもシステムを活用し、改善点を反映させていった。2016年12月にリリースした完成版の名称を財政分析「神奈川システム」として、県内の自治体単組への配布を行った。「神奈川システム」は、総務省が公表する決算カードのもととなる市町村決算状況調のデータを使ってデータベースを構築している。このため、利用者は分析に用いる決算データを入力する必要はない。決算カード上の項目の比較、他市との比較等を瞬時に行うことができ、呼び出したデータを表やグラフで示すことができ、視覚的効果も高いところがこのシステムの最大の特徴といえる。また、特別なソフトは使わず、多くの人を使い慣れているエクセルを使って作られているため、汎用性や利便性に優れており、誰もが入りやすいシステムとなっている。

2. 「神奈川システム」の概要

(1) 「神奈川システム」の全体構成

「神奈川システム」は、大きく分けて次の3つのシステムで構成されている。

① 決算カード説明システム(以下「説明システム」という。)

主として財政基礎講座等のテキストとすることを目的に作成された。詳細は次の項で説明するが、決算カードと各項目の用語説明、国の予算と地方財政計画との関係、国と地方

の消費税配分割合、健全化判断比率の具体例など、地方財政を理解するのに欠かせない情報が盛り込まれている。

② 財政分析システム(以下「分析システム」という。)

自治体の項目別経年比較、項目の自治体別経年比較、年度の項目別自治体比較、の3表が基本の構成になっている。このシステムのデータベースは、歳入、目的別・性質別歳出、財政指標等100項目に及び、10年間、県内19市と13町、1村に全国20政令市のデータを収録している。

③ 財政白書作成システム(以下「白書作成システム」という。)

白書作成システムは、②の分析システムと同じファイルに含まれているため、白書作成システムにコピー・貼り付けするだけで、白書が完成できる仕組みになっている。白書の名称は「財政状況概観」としている。それはここで代表的な項目のみをとりあげ、すべてを網羅するものでないため、白書といえる機能まで到達していないという判断からである。また「個々のグラフの説明はあるが、評価・分析はデータの結果次第で異なるため、説明を参考に自らが行うことになるから」という製作者の意向にもよる。

①、②は藤沢自治研センターの伊藤喜文さんによって作成され、特に②の分析システムは、伊藤さんが、繰り返し改良を加えた力作である。③は川崎自治研センターの江井茂さんによって作られた。川崎自治研センターが、例年、川崎市職労と作成している「財政白書」が参考になっている。

次に、各システムの詳細について説明する。

(2) 「説明システム」の解説

説明システムは、そもそも決算カードとは何かを説明するシステムである。自治体財政のエッセンスを1枚のカードにまとめたもの

であり、財政分析を行ううえで極めて重要な役割を果たす。それだけにどうすればよりスムーズに、決算カードの内容を理解することができるかということを重視した。ポイントは、地方税や地方譲与税など決算の区分上の項目にすべてにコード番号を振っている点である。コード番号を振ることで、難解な財政科目の名称の代わりに番号で、目的の項目を素早く見つけ出すことができる。(P23 参照)

決算カード上の分類ブロックは、自治労働部主催の自治体財政分析講座で独自に使用している区分と同じ形で、8つのブロックとした。各ブロックの内容は次のとおり。

- ・ブロック 1 自治体の状況：人口、面積等
- ・ブロック 2 【コード番号 2010～】歳入の状況：地方税、地方譲与税、地方交付税等
- ・ブロック 3 【コード番号 3100～】市町村税の状況：市町村民税、固定資産税、軽自動車税等
- ・ブロック 4 【コード番号 4110～】性質別歳出の状況：人件費、扶助費、公債費等
- ・ブロック 5 【コード番号 5010～】目的別

歳出の状況：議会費、総務費、民生費等

- ・ブロック 6 【コード番号 6100～】収支の状況：歳入総額、歳出総額等
- ・ブロック 7 【コード番号 7010～】財政指標：基準財政収入額、基準財政需要額、標準財政規模等
- ・ブロック 8 【コード番号 8010～】人件費の状況：一般職員数、1人当たりの平均給与月額等

もう一つのポイントは、決算カード上の各項目をクリックすると、用語の説明が表示される点である(図表1)。一度説明を聞いても理解が難しい用語が多いなか、パソコンの画面上でその都度確認しながら作業を進めることができる。用語説明では、決算カード上の各項目を50音順とコード番号順の2つの方法で検索できる。

(3) 「分析システム」の解説

この分析システムは、財政分析初心者でも操作が容易にでき、分析に必要なデータを表やグラフを用いて表示することができる。なお、グラフの作成は、基本的なエクセルの操作を習得している必要がある。

図表 1 説明システムに内蔵される用語説明

コード番号	内 容
2010	地方税 地方税法2条 地方自治法223条 地方団体(都道府県・市町村)が課税権の主体である税 コード番号2010左 = コード番号3900左 コード番号2010右 = コード番号2010左 - コード番号3513都市計画税
2020	地方譲与税 特別会計に関する法律(平成19年法律23号) 国税として徴収しそのまま地方団体に対して譲与する税。地方団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。
2021	①地方揮発油譲与税(ガソリン) 地方揮発油譲与税法 地方揮発油税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与 県・政令市58% 市町村42% 市道の延長及び面積の比率により按分
2022	②石油ガス譲与税(液化天然ガス) 石油ガス譲与税法 石油ガス税の収入額の2分の1の額を都道府県及び政令指定都市に対して譲与 石油ガス税の収入額の2分の1の額を国の道路整備事業に充てられる
2023	③特別とん譲与税(港の使用料) 特別とん譲与税法 特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与
2024	④自動車重量譲与税 自動車重量譲与税法 自動車重量税の収入額の3分の1(当分の間、1,000分の407)の額を市町村に対して譲与 自動車重量税の収入額の3分の2は国の一般財源(当分の間、市町村譲与額の残額) 市道の延長及び面積の比率により按分

図表2 分析システムに内蔵されるデータ一覧

自治体		年度	財政項目	財政項目	財政項目
市	政令市	2005	人口・面積・職員数	歳入	目的別歳出
横浜市	札幌市	2006	人口(万人)	地方税	議会費
川崎市	仙台市	2007	人口(人)	地方譲与税	総務費
相模原市	さいたま市	2008	面積(km ²)	利子割交付金	民生費
	千葉市	2009	一般職員数	配当割交付金	衛生費
横須賀市	横浜市	2010		株式等譲渡所得割交付金	労働費
平塚市	川崎市	2011	収支状況	地方消費税交付金	農林水産費
鎌倉市	相模原市	2012	歳入総額	ゴルフ場利用税交付金	商工費
藤沢市	新潟市	2013	歳出総額	自動車取得税交付金	土木費
小田原市	静岡市	2014	歳入歳出差引額	軽油取引税交付金	消防費
茅ヶ崎市	浜松市		翌年度に繰越すべき額	地方特例交付金	教育費
逗子市	名古屋市		実質収支	地方交付税	災害復旧費
三浦市	京都市		単年度収支	普通交付税	公債費
南足柄市	大阪市		積立金	特別交付税	諸支出
秦野市	堺市		繰上償還金	震災復興特別交付税	前年度繰上充用金
厚木市	神戸市		積立金取崩し額	交通安全対策特別交付金	民生費(主な内訳)
大和市	岡山市		実質単年度収支	分担金・負担金	社会福祉費
伊勢原市	広島市			使用料	老人福祉費
海老名市	北九州市		財政指標	手数料	児童福祉費
座間市	福岡市		基準財政収入額	国庫支出金	生活保護費
綾瀬市	熊本市		基準財政需要額	国有提供交付金	性質別歳出
			標準財政規模	都道府県支出金	人件費
町村	町村		財政力指数	財産収入	職員給
葉山町	山北町		実質収支比率(%)	寄付金	扶助費
寒川町	開成町		公債費負担比率(%)	繰入金	公債費(性質別)
大磯町	箱根町		実質公債費比率(%)	繰越金	物件費
二宮町	真鶴町		将来負担比率(%)	純繰越金	賃金
中井町	湯河原町			諸収入	委託料
大井町	愛川町		積立金・債務等	地方債	維持補修費
松田町	清川村		積立金額現在高	臨時財政対策債発行可能額	補助費等
			財政調整基金		公営企業に対する繰出金
			地方債現在高	地方税(主な内訳)	繰出金
			地方債残高比率(%)	市民税(個人)	積立金(性質別)
			債務負担行為額	市民税(法人)	投資及び出資金
				固定資産税	貸付金
			経常収支比率	市町村たばこ税	普通建設事業費
			経常収支比率(%)	都市計画税	うち補助事業費
			経常収支比率人件費(%)		うち単独事業費
			経常収支比率公債費(%)		災害復旧事業費

次にその内容を紹介していきたい。分析システムには図表2のデータが入っている。

財政分析を行うにあたっては、まず複数年度を並べてみる(経年分析)ことと他の自治体と比較してみる(相対比較)ことの2つが基本である。

① 自治体の項目別経年比較

各自治体の項目別経年比較では、複数年にわたり項目別に経年比較を行うことができる。

図表3は、一つの自治体の10年間の経年比較の表である。これは初期状態の画面に、自治体名から表示したい項目を入力することで、自治体の項目別経年比較が億円単位で表示さ

れる。この他にも右側に各データの総額・伸び率(単位:千円)を示す表、人口1人当たりの数値(単位:万円)を示す表、人口1人当たりの伸び率を示す表と4つの表が作成される。パソコン画面の大きさの関係上、すべてを表示することができないことが多いが、画面上は4つ表が並んでいることをイメージしていただきたい。(P24、25の図表参照)

ここで紹介している分析システムのデータベースは、2005年度から2014年度のもので、10年間分、項目毎、自治体毎のデータを蓄積している。データ更新は、毎年、新たな決算データが公表された段階でシステム作成者が

行うこととして
おり、2017年4
月段階では、
2015年度決算デ
ータが加わり、
2005年度データ
を削除してあ
る。以下、図表
2をもとに説明
する。

図表2から図
表3へコピー・
貼り付けをする
のが基本であ
る。まず自治体
名をコピーし所
定の位置に貼り
付け、次に歳入
総額や総務費、
民生費等知ら
ない項目名をコ
ピーし、項目欄
に貼り付ける。図
表3で各項目の
総額が表示され
る。図表4は人
口一人当たりの
数値が、自動的
に算出される。
単位は総額が億
円、人口一人当
たりが万円とな
る。

② 各項目の自
治体別経年比較

これは図表5のように、①が一つの自治体
における経年比較を表すものであったのに対
し、歳入・歳出、財政指標など各項目の自治
体別経年比較を行うものである。財政分析の

図表3 自治体の項目別経年比較

貼り付け(P)

詳細数値・伸率参照

自治体	藤沢市									
項目	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総務費	136.19	162.86	155.36	142.76	213.60	152.45	141.48	149.19	155.85	187.88
民生費	280.80	291.75	313.25	345.60	368.65	450.26	467.07	468.90	480.88	524.26
衛生費	172.25	190.50	148.00	130.91	143.10	131.72	144.42	170.12	139.94	135.31
農林水産費	15.88	14.55	7.93	5.19	4.96	5.10	4.78	9.49	7.71	12.42
商工費	16.74	17.79	17.54	17.60	22.50	32.11	29.91	31.70	31.83	26.90
土木費	217.54	242.55	262.26	269.74	208.40	193.32	169.23	159.53	154.97	179.13
消防費	56.04	54.07	51.68	54.69	51.83	51.40	51.17	50.34	58.25	67.50
教育費	138.96	119.42	124.29	134.24	144.25	119.69	111.63	101.61	106.50	116.67
公債費	94.82	92.67	94.70	95.52	97.34	96.58	93.54	93.37	93.81	87.24
地方特例交付金	27.22	21.93	4.70	10.22	9.20	8.26	10.47	3.82	3.64	3.36
地方交付税	0.62	0.47	0.46	0.48	0.49	1.12	4.61	6.11	2.11	1.43
普通交付税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.86	3.52	0.36	0.00
特別交付税	0.62	0.47	0.46	0.48	0.49	1.12	1.70	2.59	1.75	1.43
震災復興特別交付税							0.04	0.00	0.00	0.00
交通安全対策特別交付金	0.85	0.90	0.87	0.76	0.77	0.73	0.72	0.68	0.63	0.56
分担金・負担金	7.28	7.49	8.16	8.45	8.83	9.22	9.22	10.38	11.19	12.16
使用料	21.01	18.58	19.00	18.77	19.79	19.30	19.60	20.35	19.01	18.24
手数料	10.89	11.17	17.81	19.02	18.33	18.75	18.70	19.17	19.48	19.16
国庫支出金	127.50	141.71	134.05	151.51	223.98	189.38	194.68	188.02	184.13	196.12
国庫交付金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都道府県支出金	57.30	56.16	59.49	55.58	58.40	67.20	74.14	69.78	64.78	76.54
財産収入	6.67	2.72	4.68	3.42	5.18	7.32	8.05	3.18	3.65	1.50
寄付金	0.31	1.26	1.22	0.33	0.85	0.42	0.73	0.11	0.13	3.99
繰入金	6.16	7.32	9.73	12.27	16.76	12.22	13.58	13.45	11.36	7.09
繰越金	48.09	70.50	83.77	76.38	79.38	71.44	51.15	72.90	83.90	111.65
繰越繰入金	46.06	63.10	68.05	66.95	60.61	54.99	45.61	68.00	78.76	107.96
歳入	18.76	28.18	31.07	32.22	43.08	54.71	50.53	49.48	40.09	35.77
地方債	98.39	100.32	58.63	75.52	53.55	58.74	60.80	56.59	30.53	55.30
臨時財政対策債発行可能額			29.99	28.09	43.59	43.69	25.62	18.99	1.16	0.00
積立金額現在高	94.89	110.12	123.90	126.97	120.64	127.46	122.75	127.21	153.54	204.50

図表4 自治体の項目別経年比較(人口一人当たり)

詳細数値・伸率参照

自治体	藤沢市									
項目	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総務費	3.47	4.11	3.89	3.55	5.28	3.73	3.43	3.55	3.70	4.44
民生費	7.15	7.37	7.84	8.59	9.11	11.01	11.31	11.16	11.41	12.39
衛生費	4.38	4.81	3.71	3.25	3.54	3.22	3.50	4.05	3.32	3.20
農林水産費	0.40	0.37	0.20	0.13	0.12	0.12	0.12	0.23	0.18	0.29
商工費	0.43	0.45	0.44	0.44	0.56	0.79	0.72	0.75	0.76	0.64
土木費	5.54	6.12	6.57	6.71	5.15	4.73	4.10	3.80	3.68	4.23
消防費	1.43	1.37	1.29	1.36	1.28	1.26	1.24	1.20	1.38	1.59
教育費	3.54	3.01	3.11	3.34	3.56	2.93	2.70	2.42	2.53	2.76
公債費	2.41	2.34	2.37	2.37	2.40	2.36	2.26	2.22	2.23	2.06
地方特例交付金	0.69	0.55	0.12	0.25	0.23	0.20	0.25	0.09	0.09	0.08
地方交付税	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.03	0.11	0.15	0.05	0.03
普通交付税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.08	0.01	0.00
特別交付税	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.03	0.04	0.06	0.04	0.03
震災復興特別交付税							0.00	0.00	0.00	0.00
交通安全対策特別交付金	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01
分担金・負担金	0.19	0.19	0.20	0.21	0.22	0.23	0.22	0.25	0.27	0.29
使用料	0.53	0.47	0.48	0.47	0.49	0.47	0.47	0.48	0.45	0.43
手数料	0.28	0.28	0.45	0.47	0.45	0.46	0.45	0.46	0.46	0.45
国庫支出金	3.24	3.58	3.36	3.77	5.53	4.63	4.71	4.47	4.37	4.63
国庫交付金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都道府県支出金	1.46	1.42	1.49	1.38	1.44	1.64	1.79	1.66	1.54	1.81
財産収入	0.17	0.07	0.12	0.08	0.13	0.18	0.20	0.08	0.09	0.04
寄付金	0.01	0.03	0.03	0.01	0.02	0.01	0.02	0.00	0.00	0.09
繰入金	0.16	0.18	0.24	0.31	0.41	0.30	0.33	0.32	0.27	0.17
繰越金	1.22	1.78	2.10	1.90	1.96	1.75	1.24	1.73	1.99	2.64
繰越繰入金	1.17	1.59	1.70	1.66	1.50	1.34	1.10	1.62	1.87	2.55
歳入	0.48	0.71	0.78	0.80	1.06	1.34	1.22	1.18	0.95	0.85
地方債	2.50	2.53	1.47	1.88	1.32	1.44	1.47	1.35	0.72	1.31
臨時財政対策債発行可能額			0.75	0.70	1.08	1.07	0.62	0.45	0.03	0.00
積立金額現在高	2.42	2.78	3.10	3.16	2.98	3.12	2.97	3.03	3.64	4.83

もう一つの基本である他の自治体との比較を
行うことができる。比較自治体数は一度に 30
自治体まで選択することができる。

図表5 項目の自治体別経年比較

貼り付け(P) 詳細数値・伸率参照

項目 → 単年度収支

自治体	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
横浜市	16.02	23.35	-52.21	-7.00	10.59	53.67	16.52	-26.83	100.33	-76.23
川崎市	1.41	2.43	2.11	2.02	-1.40	0.64	0.41	-12.04	2.47	-0.12
相模原市	16.37	-18.36	3.97	-9.81	4.43	24.61	-24.25	7.67	5.76	-0.52
横須賀市	-11.30	2.78	-12.35	6.19	-6.80	5.22	0.15	-1.45	5.08	-5.77
平塚市	-2.16	8.33	-12.35	13.50	-3.95	-0.92	3.90	6.92	0.65	-0.13
鎌倉市	3.63	-1.72	-0.61	1.28	0.26	-9.12	11.24	-3.10	6.10	1.25
藤沢市	17.04	4.95	-1.10	-6.34	-5.61	-9.38	22.39	10.76	29.20	-60.59
小田原市	0.18	6.75	-8.15	-4.22	4.44	4.23	2.07	5.22	-0.77	0.29
茅ヶ崎市	-5.29	7.37	-7.28	-6.42	1.19	8.68	-3.38	-0.93	3.44	-9.85
逗子市	1.11	-1.40	0.84	-2.53	-0.25	2.58	0.33	0.70	-0.60	0.31
三浦市	-1.54	0.75	-2.56	0.64	-1.53	2.56	-2.11	0.36	0.09	-0.16
南足柄市	0.98	1.52	-3.66	-0.52	1.73	-1.76	-1.14	1.35	-0.04	-3.00
秦野市	-0.12	1.65	4.51	-7.83	5.29	0.34	9.77	3.57	-8.11	-0.34
厚木市	1.17	8.09	-5.76	-12.95	3.69	-12.74	1.63	-2.63	6.39	6.53
大和市	6.13	-1.86	-5.55	2.34	4.72	-2.66	3.18	-6.07	0.29	11.39
伊勢原市	3.07	2.70	-8.78	1.37	0.29	-4.89	5.19	0.65	1.27	0.07
海老名市	-3.28	-1.90	3.82	-5.57	3.82	-5.85	-3.13	6.12	-5.51	1.54
座間市	-2.32	-1.87	-1.55	-0.01	0.61	0.77	3.12	-2.39	-3.33	-1.25
綾瀬市	4.05	-4.05	2.72	-7.34	0.81	3.42	-2.81	-1.51	0.79	-1.60

億円

図表6 単年度の項目別自治体比較

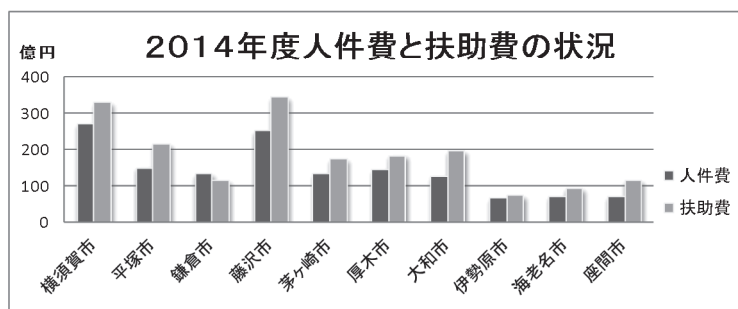
貼り付け(P) 詳細数値参照

年度 → 2014 年度

項目	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市
人件費	268.65	148.17	130.38	248.28	131.72	142.22	125.47	63.65	69.84	68.07
扶助費	326.62	213.26	111.81	340.97	171.38	181.19	193.90	70.70	90.42	112.08

億円

註：作業用シートでのタイトルは「年度の項目別自治体比較」となっている。



選択項目に掲載した自治体のデータはすべてシステムに内蔵されているため、政令 20 市の比較や人口規模に応じた都市比較、一定地域の自治体比較などが自らデータ入力することなく自在にできる。

③ 単年度の項目別自治体別比較

図表 6 は、単年度における複数項目と複数自治体の比較ができる。経年の比較と他市との項目毎の相対比較に加えて、この比較表が加わることで分析の幅が広がる。

(4) 解説「白書作成システム」

① 分析システムと連動して白書を作成

分析システムを使って作成した各項目の自

治体別経年比較データをコピーし、白書入力シート(図表 7)に貼り付けることで財政白書を作成するのが、白書作成システムである。比較する項目の主な内容は次のとおりである。

- ・ 収支状況：歳入歳出の推移、実質収支、人口・面積・職員数
- ・ 財政指標：標準財政規模、財政力指数等
- ・ 経常収支比率：経常収支比率、人件費(%)、公債費(%)
- ・ 積立金・地方債等：積立金現在高、財政調整基金、地方債現在高等
- ・ 歳入：歳入の概要、歳入の構成等
- ・ 目的別歳出：目的別歳出の概要・構成、総

務費、民生費、民生費の構成等

- ・ 性質別歳出：性質別歳出の概要・構成、人件費、扶助費、公債費等

ここでの評価・分析は白書作成システムで表示された結果により異なるため、項目ごとに示される解説を参考に自らが行うことになる。

② 表示できる分析ツール

i 経年比較

2005 年度から 2014 年度までの 10 年間で対象。(現時点での最新のデータ)

ii 類似する団体との比較

総務省は行政権能の相違や人口及び産業構造などにより分類した 35 類型を類似団体として“人口一人当たりの額”で比較している。

このシステムの分析作業では、分析対象自治体の他に比較する 5 自治体を任意で選定し、その平均値（単純平均）と比較することができる。

iii 比較データの基準化

指標や自治体の規模に関わる数値については実数で表記し、その他については“人口一人当たりの額”を基準とする。

iv 比較データの標準化

グラフ（レーダーチャート）による比較は、一部を除き、選択した 6 自治体の平均値を 1.0 に標準化し、分析自治体のデータと比較するため、規模そのものを表すものではない。(図表 8 を参照)

図表 7

財政白書入力シート

入力方法

- ◇ [] のセルはロックしています。 [] のセルにしか入力できません。 シートロックのパスワードは 1111
- ◇ 表 1・表 2 からのデータコピーは全て貼付けのオプション『値』で実行してください。
- ◇ 作業手順
 - ① 表 2 の左上、自治体欄に分析自治体と比較自治体を選択してコピーしてください。
 - ② 白書入力シートの [項目] を表 1 又は、表 2 に貼り付けてデータを取り込んでください。取り込んだデータを白書入力シートに値 (V) で貼り付けてください。
 - ③ このシートでは 6 自治体を選択しないと、レーダーチャートが完結しません。
 - ④ この入力シートにデータが入力されることによって印刷用白書のグラフが完成します。
 - ⑤ プリンターの種類によって多少体裁が異なりますので印刷用白書で調整してください。
 - ⑥ 印刷用白書の項目別概要の横はブランクにしていますので、各自でコメントを入れてください。

表 2 上

■分析自治体	藤沢市	←	藤沢市	(例)	(財政白書を作成する自治体)					
■比較自治体	横須賀市		鎌倉市							
	平塚市		茅ヶ崎市							
	茅ヶ崎市		大和市							
	八王子市		横須賀市							
	町田市		平塚市							
(例)										
■分析団体	公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター	←	神奈川県藤沢地方自治研究センター							
■分析年度	2014 年度	(最新のデータ年度)	■発行年度	2016 年度版	(分析年度に+2年)					
■年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度

(1) 人口 (万人)

表 2 上

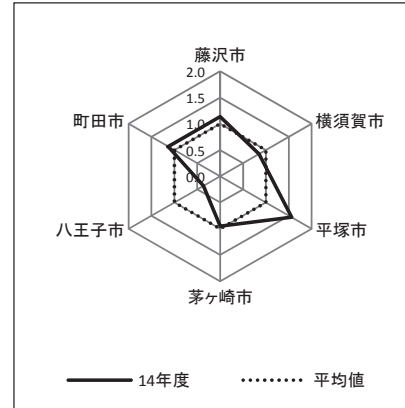
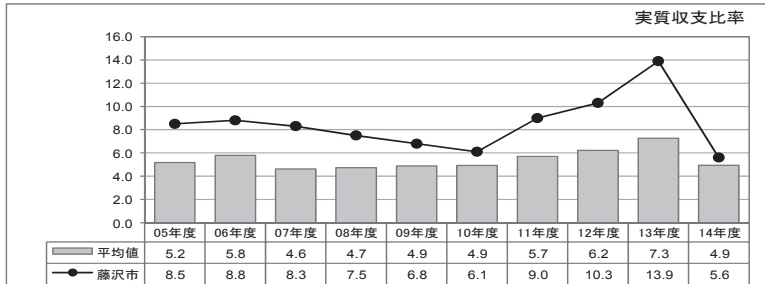
人口										
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人口 (万人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0
0	39.29	39.61	39.94	40.23	40.48	40.89	41.31	42.02	42.13	42.32
0	43.10	42.89	42.72	42.61	42.53	42.38	42.10	42.21	42.10	41.83
0	25.63	25.72	25.73	25.74	25.74	25.72	25.67	25.96	25.92	25.81
0	22.96	23.06	23.22	23.44	23.56	23.65	23.71	23.93	23.98	24.04
0	53.66	53.97	54.37	54.77	55.12	55.38	55.39	56.27	56.35	56.26
0	40.51	40.85	41.23	41.53	41.79	41.97	42.02	42.62	42.62	42.66

白書作成システムで「見える化」した財政状況概観は、あくまで基本形であり、さらに分析データを追加すれば、独自の白書作成など幅広い活用が期待できる。図表9は、相模

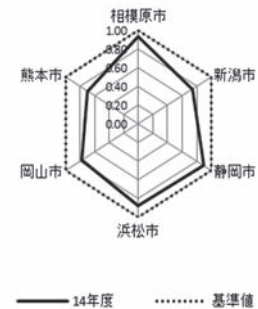
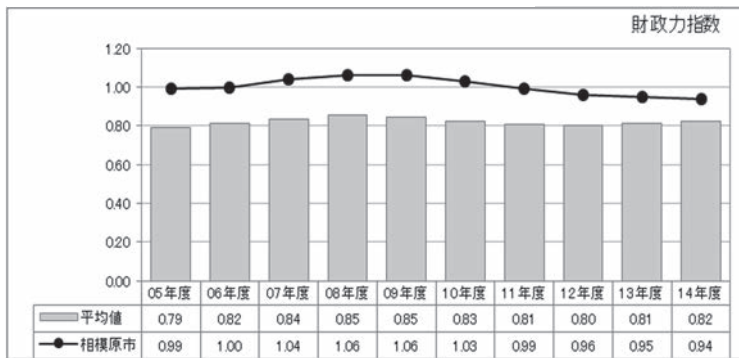
原自治研センターが作成した、組合員向け財政講座の資料である。白書作成システムに独自の分析を加えている。

図表8 実質収支比率(%)

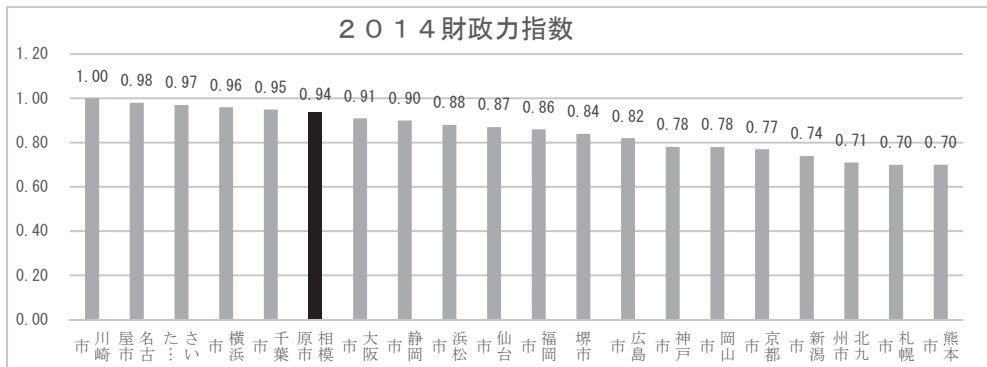
実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。



図表9 財政力指数



2014 財政力指数



参考：相模原市2014年度財政状況概観抜粋（相模原自治研センター）

2010年度は全国的に景気低迷で法人税収が大幅に落ち込み、不交付団体が前年度の152から75と半減しました。相模原市もさいたま市や千葉市などとともに交付団体に転落しました。2016年度神奈川県内では、川崎市、鎌倉市、藤沢市、海老名市、厚木市、寒川町、中井町、箱根町は不交付団体となっています。政令20都市の中では、川崎市が1.00と最も高く、札幌市と熊本市が0.70で最も低くなっています。相模原市は0.94と6番目に高く、比較的財政力が高いといえます。

4. まとめ

「神奈川システム」は、改良を繰り返し、基本的にはエクセルの画面上でコピー、貼り付ける、という単純な作業で各種のデータを取り込むことができ、さらには財政白書の作成まで可能なシステムとなった。エクセルの使い方さえ分かれば決算カードの内容を知らなくても、一定の分析作業ができる。

当初、検討会がめざしたシステム構築の目的は、誰もが容易に財政分析に取り組むことができ、財政アレルギーを払拭することにあった。この目的は十分に達成したといえる。いざ財政分析に取り掛かろうとしたときこのシステムであれば10年分の決算カードデータがすでに内蔵されていることが大きな強みである。

また、分析システムで自動的に作業を進めながら、財政用語や財政制度の仕組みなど分からないことがある場合は、説明システムの用語説明などを活用し、疑問点を解決することができる。そうした中から利用者の財政全般に対する理解度が深まることを期待している。

総務省が公表している「市町村決算状況調査」には決算カードで用いる項目の内訳データが含まれている。たとえば、目的別歳出の民生費で、決算カード上にはない社会福祉費や老人福祉費などの内訳を「民生費の主な内訳」として入れているように、項目に特化した内容に置き換えることも可能である。

また、白書作成システムは歳入・歳出総額や実質収支、標準財政規模といったように単独の項目の経年比較を行い、さらに比較対象自治体との平均値を算出し、これと

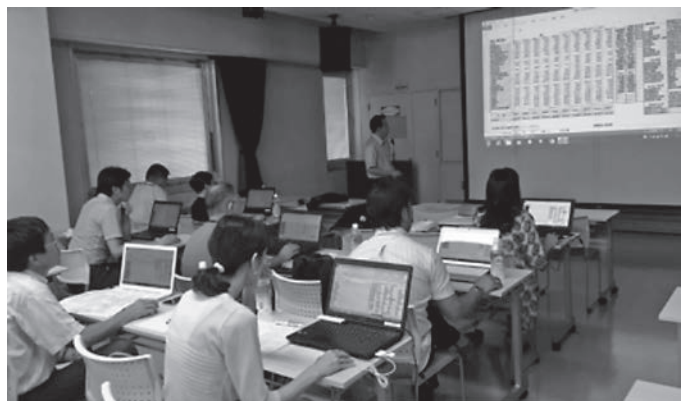
検討会は12回を数える。このシステムは、メンバー各位が2年間集中力をもって取り組んできた熱意の集大成でもある。

比較するという手法をとっている。相模原自治研センターは、政令各市との比較を行い相模原市が政令20市のなかでどの位置にあるかを明らかにしている。財政的な面からみる市の姿を、グラフで示すことにより視覚的効果を高め、わかりやすいものになっているといえる。

分析システムの項目別の自治体比較を使えば、複数の項目を経年で比較できる。たとえば、歳出に占める人件費の額(率)、標準財政規模と地方債残高・債務負担行為の推移などは容易に作成できる。白書作成システムのフォーマットには、複数項目の比較等はないが利用者の工夫次第で、分析作業の幅を広げることができるのではないだろうか。

今後、検討会では「神奈川システム」を使って、県内自治体の財政白書を作成し、それぞれの自治体が抱える課題などを分析、検証を進めることとしている。ここで示した「神奈川システム」の仕組みを基本形として、さらに幅広く応用することで、多様な自治体の財政分析を可能にしたい。

最後に、システムの開発を全面的にお引き受けいただいた、藤沢自治研センターの伊藤喜文さん、財政白書システムを加えていただいた、川崎自治研センターの江井茂さん、このシステムを活用して財政講座資料を作成した、相模原自治研センターをはじめ、ご協力をいただいたみなさんにお礼を申し上げ、こままでの報告としたい。



決算カード

市の概要

平成26年度(2014年度)決算状況 人口増減率 22年度人口 23年度人口 24年度人口

市町村税の状況(単位千円・%) 収入総額 構成比

市町村税の状況(単位千円・%) 収入総額 構成比

歳入の状況(単位千円・%) 地方交付金 地方債 地方債の償還

歳入の状況(単位千円・%) 地方交付金 地方債 地方債の償還

歳入の状況(単位千円・%) 地方交付金 地方債 地方債の償還

歳出の状況(単位千円・%) 一般会計 特別会計 基金

歳出の状況(単位千円・%) 一般会計 特別会計 基金

歳出の状況(単位千円・%) 一般会計 特別会計 基金

歳入の状況(単位千円・%)

歳出の状況(単位千円・%)

歳出の状況(単位千円・%)

縮小して判じにくい表1の構成はこのようになっている。10年間のデータが蓄積されており、この表が作業の基本になる。

表1 *人口1人当たりの数値は表の下に表示

自治体の項目別経年比較

貼り付け(P) 詳細数値・伸率参照

自治体	藤沢市									
項目	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総務費	136.19	162.86	155.36	142.76	213.60	152.45	141.48	149.19	155.85	187.88
民生費	280.80	291.75	313.25	345.60	368.65	450.26	467.07	468.90	480.88	524.26
衛生費	172.25	190.50	148.00	130.91	143.10	131.72	144.42	170.12	139.94	135.31
農林水産費	15.88	14.55	7.93	5.19	4.96	5.10	4.78	9.49	7.71	12.42
商工費	16.74	17.79	17.54	17.80	22.50	32.11	29.91	31.70	31.83	26.90
土木費	217.54	242.55	262.26	269.74	208.40	193.32	169.23	159.53	154.97	179.13
消防費	56.04	54.07	51.68	54.69	51.83	51.40	51.17	50.34	58.25	67.50
教育費	138.96	119.42	124.29	134.24	144.25	119.69	111.63	101.61	106.50	116.67
公債費	94.82	92.67	94.70	95.52	97.34	96.58	93.54	93.37	93.81	87.24
地方特例交付金	27.22	21.93	4.70	10.22	9.20	8.26	10.47	3.82	3.64	3.36
地方交付税	0.82	0.47	0.46	0.48	0.49	1.12	4.61	6.11	2.11	1.43
普通交付税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.86	3.52	0.36	0.00
特別交付税	0.82	0.47	0.46	0.48	0.49	1.12	1.70	2.59	1.75	1.43
震災復興特別交付税							0.04	0.00	0.00	0.00
交通安全対策特別交付金	0.85	0.90	0.87	0.76	0.77	0.73	0.72	0.68	0.63	0.56
分担金・負担金	7.28	7.49	8.16	8.45	8.83	9.22	9.22	10.38	11.19	12.16
使用料	21.01	18.58	19.00	18.77	19.79	19.30	19.80	20.35	19.01	18.24
手数料	10.89	11.17	17.81	19.02	18.33	18.75	18.70	19.17	19.48	19.16
国庫支出金	127.50	141.71	134.05	151.51	223.98	189.38	194.68	188.02	184.13	196.12
国有提供交付金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都道府県支出金	57.30	56.16	59.49	55.58	58.40	67.20	74.14	69.78	64.78	76.54
財産収入	6.67	2.72	4.68	3.42	5.18	7.32	8.05	3.18	3.65	1.50
寄付金	0.31	1.26	1.22	0.33	0.85	0.42	0.73	0.11	0.13	3.99
繰入金	6.16	7.32	9.73	12.27	16.78	12.22	13.58	13.45	11.36	7.09
繰越金	48.09	70.50	83.77	76.38	79.38	71.44	51.15	72.90	83.90	111.65
繰越金	46.06	63.10	68.05	66.95	60.61	54.99	45.61	68.00	78.76	107.96
繰入金	18.76	28.18	31.07	32.22	43.08	54.71	50.53	49.48	40.09	35.77
地方債	98.39	100.32	58.63	75.52	53.55	58.74	60.80	56.59	30.53	55.30
臨時財政対策債発行可能額			29.99	28.09	43.59	43.69	25.62	18.99	1.16	0.00
積立金額現在高	94.89	110.12	123.90	126.97	120.64	127.46	122.75	127.21	153.54	204.50

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
人口(人)	392,929	396,123	399,435	402,294	404,808	408,893	413,064	420,202	421,317	423,246

自治体	年度	財政項目	財政項目	財政項目
市	政令市	2005	歳入	目的別歳出
横浜市	札幌市	2006	人口(万人)	地方税
川崎市	仙台市	2007	人口(人)	地方譲与税
相模原市	さいたま市	2008	面積(km ²)	利子割交付金
	千葉市	2009	一般職員数	配当割交付金
横須賀市	横浜市	2010		配当割交付金
平塚市	川崎市	2011	収支状況	地方譲与交付金
鎌倉市	相模原市	2012	歳入総額	地方譲与交付金
藤沢市	新潟市	2013	歳出総額	自治体間交付金
小田原市	静岡市	2014	歳入歳出引当	地方特例交付金
茅ヶ崎市	浜松市		実質収支比率	地方交付税
逗子市	名古屋市		単年度収支	普通交付税
三浦市	京都市		繰上債	特別交付税
南足柄市	大阪市		繰上債	繰上債
秦野市	堺市		積立金	積立金
厚木市	神戸市		積立金	積立金
大和市	岡山市		積立金	積立金
伊勢原市	広島市		積立金	積立金
海老名市	北九州市		積立金	積立金
座間市	福岡市		積立金	積立金
綾瀬市	熊本市		積立金	積立金
町村	町村		積立金	積立金
葉山町	山北町		積立金	積立金
寒川町	開成町		積立金	積立金
大磯町	箱根町		積立金	積立金
二宮町	真鶴町		積立金	積立金
中井町	溝河原町		積立金	積立金
大井町	愛川町		積立金	積立金
松田町	清川村		積立金	積立金

自治体の項目別経年比較(人口一人当たり)

藤沢市 詳細数値・伸率参照

項目	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総務費	3.47	4.11	3.89	3.55	5.28	3.73	3.43	3.55	3.70	4.44
民生費	7.15	7.37	7.84	8.59	9.11	11.01	11.31	11.16	11.41	12.39
衛生費	4.38	4.81	3.71	3.25	3.54	3.22	3.50	4.05	3.32	3.20
農林水産費	0.40	0.37	0.20	0.13	0.12	0.12	0.12	0.23	0.18	0.29
商工費	0.43	0.45	0.44	0.44	0.56	0.79	0.72	0.75	0.76	0.64
土木費	5.54	6.12	6.57	6.71	5.15	4.73	4.10	3.80	3.68	4.23
消防費	1.43	1.37	1.29	1.36	1.28	1.26	1.24	1.20	1.38	1.59
教育費	3.54	3.01	3.11	3.34	3.56	2.93	2.70	2.42	2.53	2.76
公債費	2.41	2.34	2.37	2.37	2.40	2.36	2.26	2.22	2.23	2.06
地方特例交付金	0.69	0.55	0.12	0.25	0.23	0.20	0.25	0.09	0.09	0.08
地方交付税	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.03	0.11	0.15	0.05	0.03
普通交付税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.08	0.01	0.00
特別交付税	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.03	0.04	0.06	0.04	0.03
震災復興特別交付税							0.00	0.00	0.00	0.00
交通安全対策特別交付金	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01
分担金・負担金	0.19	0.19	0.20	0.21	0.22	0.23	0.22	0.25	0.27	0.29
使用料	0.53	0.47	0.48	0.47	0.49	0.47	0.47	0.48	0.45	0.43
手数料	0.28	0.28	0.45	0.47	0.45	0.46	0.45	0.46	0.46	0.45
国庫支出金	3.24	3.58	3.36	3.77	5.53	4.63	4.71	4.47	4.37	4.63
国有提供交付金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都道府県支出金	1.46	1.42	1.49	1.38	1.44	1.64	1.79	1.66	1.54	1.81
財産収入	0.17	0.07	0.12	0.08	0.13	0.18	0.20	0.08	0.09	0.04
寄付金	0.01	0.03	0.03	0.01	0.02	0.01	0.02	0.00	0.00	0.09
繰入金	0.16	0.18	0.24	0.31	0.41	0.30	0.33	0.32	0.27	0.17
繰越金	1.22	1.78	2.10	1.90	1.96	1.75	1.24	1.73	1.99	2.64
繰越金	1.17	1.59	1.70	1.66	1.50	1.34	1.10	1.62	1.87	2.55
繰入金	0.48	0.71	0.78	0.80	1.06	1.34	1.22	1.18	0.95	0.85
地方債	2.50	2.53	1.47	1.88	1.32	1.44	1.47	1.35	0.72	1.31
臨時財政対策債発行可能額			0.75	0.70	1.08	1.07	0.82	0.45	0.03	0.00
積立金額現在高	2.42	2.78	3.10	3.16	2.98	3.12	2.97	3.03	3.64	4.83

一般職員数は人口1万人当たりの人数

* 単純に人口で除した値を表示したもので、以下の項目は意味がありません

- 人口
- 財政力指数
- 実質収支比率(%)
- 公債費負担比率(%)
- 実質公債費比率(%)
- 将来負担比率(%)
- 地方債残高比率(%)
- 経常収支比率(%)
- 経常収支比率人員費(%)
- 経常収支比率公債費(%)

神奈川自治研センター第 14 回定時総会から

～勝島行正主任研究員退任のご挨拶～

編集部

2017年3月16日(金)(公社)神奈川県地方自治研究センターの第14回定時総会・総会記念講演会が、地域労働文化会館で開催されました。

この総会において、1999年から2012年まで事務局長を務め、2012年7月からは主任研究員として、長きにわたり神奈川自治研センターの活動を支えてきた勝島行正さんが2017年3月31日をもって退任することが報告されました。

総会議事終了後に、退任にあたってのご挨拶がありましたので、以下、その内容を関係の皆様へのメッセージとして掲載します。

貴重な時間をありがとうございます。正式に事務局長に就きました2000年といえば、地方分権一括法が施行された年ですが、当時は、それに応えるだけの知識も能力も不足しており、愕然としたことを思い出します。それから、今日まで勉強させていただきました。退任にあたり、2つほどお話をさせていただきます。

1つは、2007年に新公益法人改革法が施行されました。2009年に当センターの基本方針として「公益認定法人」とすることを決定し、2010年に申請し、その年の12月に認定を受け、2011年に移行しました。事務局員の久保田由加子さんと二人で随分と苦労しました。久保田さんがいなければ、実現しなかったと感謝しています。

そこで、当センター定款第2条「目的」

を見てください。当法人の目的は、ただ一つ「地方自治の調査・研究」です。そのために、研究体制(予算と人)を整えることが、必要です。このことを改めて確認してください。

2つは、「公契約条例」です。2009年に千葉県の野田市で「公契約条例」が成立しました。この年の11月に自治総研に働きかけて、「シンポジウム」を開催しました。このときに、コーディネーターを引き受け、ブックレットの発刊も手伝いました。おそらくこの後、この問題で前に出なければならなくなるだろうと覚悟しましたが、案の定、翌年から全国を講演したり、論文を書くこととなりました。神奈川県内でも川崎市、相模原市、厚木市で出来ていますが、全国で30あまりの自治体に止まっています。「官製ワーキングプア」「格差や貧困問題」をなくすために条例の制定をめざしていただければと思います。

最後に、「人口減少・地方創生」については、2014年以降調査・研究課題としてきました。国は、「地方創生」から「一億総活躍」へとステージを切り替えています。いずれも「成長戦略」と位置づけています。私たちは、地方自治の課題としてとらえることが重要です。

時代は「ダウンサイズ」に向かいます。そのために「自治体」は何をするべきか、「調査・研究」の課題かと思います。

多くの皆様のご指導に感謝し、お礼とさせていただきます。

編集後記

巻頭の千葉顧問インタビューを行って1週間後の3月8日は「国際女性デー」だった。1975年の国際婦人年に国連が制定した「国際女性デー (International Women's Day)」の起源は、1904年3月8日にニューヨークで女性労働者が婦人参政権を求め起こしたデモにあるとされる。約40年前に女性への差別撤廃と女性の地位向上をめざし制定された記念日に、今年は女性活躍推進法施行の影響からか、女性の生き方を考える日と称して「女性が輝く社会づくりを産業化に繋げ、国力の底上げに貢献すること」を目的とするイベントが開催されていた。内閣府が後援し、首相夫人をゲストに招いたそのイベントでは、従来からの「女らしさ」ないし「女子力」を向上させる類のやわらかい企画が並ぶ。記念日の趣旨はいずこか。やはり「女性活躍」については、人権・権利保障の視点で声を上げなければいけないテーマだったようだ。 (谷本有美子)

2017年4月25日

自治研かながわ月報第164号 (2017年4月号, 通算228号)

発行所	公益社団法人	神奈川県地方自治研究センター
発行人	黒沢一夫	編集人 大沢宏二 定価1部500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3	神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表)	FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/	E-mail:kjk@gpn.co.jp

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 822 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。